

横浜市 新型コロナウイルス対策本部会議

令和3年1月7日（木） 19時00分から

市庁舎10階 本部会議室

1 国、県の対処方針について

【資料1】 <本部運営調整チーム>

2 市内の状況について

(1) 感染発生等の状況

【資料2】 <健康福祉局>

(2) 医療提供体制の状況

【資料3】 <医療局>

3 緊急事態宣言を受けた本市の対応について

(1) 市民利用施設やイベント等の対応

【資料4】 <本部運営調整チーム>

(2) 市立学校の対応

【資料5】 <教育委員会事務局>

(3) 組織運営等

【資料6】 <総務局>

(4) Y-CERT特別チームの編成

【資料7】 <医療局>

4 本部長指示

1 国、県の対処方針について

【資料 1】 <本部運営調整チーム>

2 市内の状況について

(1) 感染発生等の状況

【資料 2】 <健康福祉局>

(2) 医療提供体制の状況

【資料 3】 <医療局>

3 緊急事態宣言を受けた本市の対応について

(1) 市民利用施設やイベント等の対応

【資料 4】 <本部運営調整チーム>

(2) 市立学校の対応

【資料 5】 <教育委員会事務局>

(3) 組織運営等

【資料 6】 <総務局>

(4) Y-CERT特別チームの編成

【資料 7】 <医療局>

4 本部長指示

(1) 国の基本的対処方針

1 実施期間： 令和3年1月8日～2月7日

2 対象区域： 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県

3 全般的な方針：

感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底

- ・ 飲食を伴うものを中心として対策
- ・ 飲食につながる人の流れを制限
- ・ 飲食店に対する営業時間短縮要請、夜間の外出自粛、テレワークの推進等の取組みを強力に推進

まん延防止対策

1 不要不急の外出・移動の自粛

特に、20時以降の不要不急の外出自粛について、住民に徹底。

2 催物（イベント等）の開催制限

法第45条第2項に基づき、目安（5000人以下、収容50%以下）を踏まえた規模要件等を設定し、要件に沿った開催を要請。

3 施設の使用制限等

- ・飲食店に対する営業時間を20時まで短縮を要請（ただし、酒類の提供は11時から19時まで。）
- ・正当な理由がないにも関わらず応じない場合は、法第45条3項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行う。

4 職場への出勤等

- ・事業者～「出勤者数の7割削減」「20時以降の勤務を抑制」
- ・政府および地方公共団体～在宅勤務等人との接触を低減する取組を自ら進める。

5 学校等の取扱い

①文部科学省

- ・学校設置者及び大学などに対して一律の臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請。
- ・大学等に、部活動における感染リスクの高い活動の制限

②厚生労働省

保育所や放課後児童クラブ等について、原則開所することを要請

(2) 緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

- 1 措置を実施する期間 **令和3年1月8日～2月7日**
- 2 措置を対象とする区域 **神奈川県全域**
- 3 実施する措置の内容
 - ① **県民の外出自粛**
 - ② **施設の使用制限、営業時間短縮の要請**
 - ③ **イベントの開催上限**
 - ④ **テレワーク徹底等**
 - ⑤ **大学や学校への措置**
 - ⑥ **その他**

①県民の外出自粛

- ・徹底した外出自粛の要請、特に20時以降の飲食を伴う外出の自粛

②施設の使用制限、営業時間短縮の要請

- ・全県の全ての飲食店（カラオケ、バー含む）は5時～20時の営業時間の短縮
- ・要請に応じない店舗は、法45条2項の要請等必要な措置を行う。
- ・外出を誘発し、飲食につながる施設（遊興施設、運動・遊技施設・劇場・集会展示施設、大規模商用施設）に5時～20時までの時短営業への協力について、働きかけを行う。

③イベントの開催上限

- ・人数上限5000人、収容率50%以内
（新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない）
- ・イベント前後の会食自粛の周知について、働きかけを行う。

④テレワーク徹底等

- ・企業に対し、テレワーク（7割削減目標）、ローテーション勤務の働きかけを行う。
- ・事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制するよう働きかけを行う。

⑤大学や学校への措置

- ・集団行動（寮生活、部活動等）における感染防止対策の徹底を要請

⑥その他

- ・外出を誘発するネオンの20時までの消灯、イルミネーションの早めの消灯
- ・鉄道事業者への終電時間の繰り上げ前倒しの要請
- ・県民利用施設は、県の方針に関わらず、原則休館等の対応
- ・県機関の取組：県はテレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など接触機会の低減に取り組む

1 国、県の対処方針について

【資料1】 <本部運営調整チーム>

2 市内の状況について

(1) 感染発生等の状況

【資料2】 <健康福祉局>

(2) 医療提供体制の状況

【資料3】 <医療局>

3 緊急事態宣言を受けた本市の対応について

(1) 市民利用施設やイベント等の対応

【資料4】 <本部運営調整チーム>

(2) 市立学校の対応

【資料5】 <教育委員会事務局>

(3) 組織運営等

【資料6】 <総務局>

(4) Y-CERT特別チームの編成

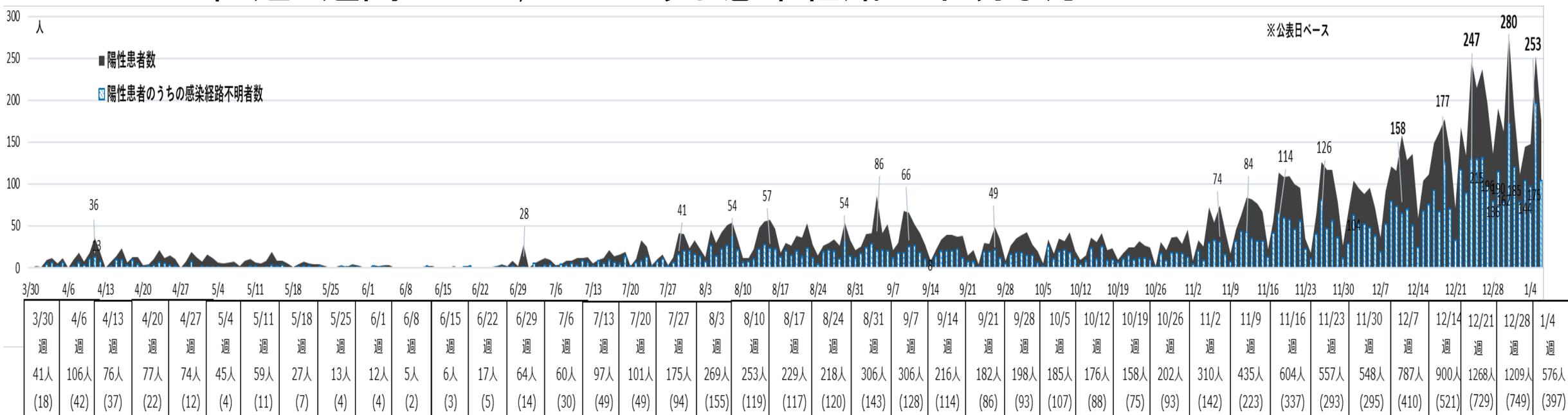
【資料7】 <医療局>

4 本部長指示

(1) 感染発生等の状況

感染の状況 ①(令和3年1月6日時点 速報値)

累積陽性患者数 11,174人 うち感染経路が不明な方:5,951人
直近1週間 1,297人 うち感染経路が不明な方: 872人



※本市公表分(本市に届出があったもの)。

()内は感染経路不明者数速報値。今後、疫学調査により感染経路不明者の数に変動する可能性あり。

(1) 感染発生等の状況

感染の状況 ②(令和3年1月6日時点 速報値)

直近1週間の人口10万人あたりの累積新規陽性患者数

34.5人 (12/31~1/6の新規陽性患者数1297人) / (3,754,000 / 100,000) = 34.5

【参考】各月末時点の直近1週間の人口10万人あたりの累積新規陽性者患者数

6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末
1.3	3.9	6.0	5.6	4.8	14.6	37.7

(最大 12月31日37.7人、最小6月12日 0.1人)

※本市公表分(本市に届出があったもの)。人口は、令和2年4月1日現在の推計人口3.754千人で算出。

《感染状況のステージ》

ステージⅢの指標: 新規報告数が人口10万人あたり15人/週以上

ステージⅣの指標: 新規報告数が人口10万人あたり25人/週以上

(1) 感染発生等の状況

感染の状況 ③(令和3年1月6日時点 速報値)

直近1週間とその前1週間の累積新規陽性患者数の比較

直近1週間が先週1週間より少ない

(12/31~1/6の新規陽性患者数1297人) / (12/24~12/30の新規陽性患者数1383人) = 0.9

【参考】各月末時点の直近1週間とその前1週間の累積新規陽性患者数の比較

6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末
多い (7.8)	多い (1.3)	同じ (1.0)	多い (1.1)	多い (1.1)	少ない (0.9)	多い (1.3)

(最も多い7月1日(9.2)、最も少ない6月12日(0.3))

《感染状況のステージ》

ステージⅢの指標: 直近1週間が先週1週間より多い

ステージⅣの指標: 直近1週間が先週1週間より多い

※本市公表分
(本市に届出があったもの)。

(1) 感染発生等の状況

感染の状況 ④(令和3年1月6日時点 速報値)

直近1週間の累積新規陽性患者における感染経路不明な者の割合

67%

(12/31~1/6の感染経路不明の新規陽性患者数872人/7日)/(12/31~1/6の新規陽性患者数1297人/7日)=0.67

【参考】各月末時点の直近1週間の累積新規陽性患者における感染経路不明な者の割合

6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末
13%	56%	57%	52%	50%	52%	57%

(最大1月6日67%、最小6月11日0%)

《感染状況のステージ》

ステージⅢの指標: 感染経路不明割合50%

ステージⅣの指標: 感染経路不明割合50%

※本市公表分(本市に届出があったもの)。速報値。
今後、疫学調査により感染経路不明者の数が
変動する可能性あり。

(1) 感染発生等の状況

医療提供体制 ①(令和3年1月6日時点 速報値)

人口10万人あたりの全療養者数

48.4人 (1/6時点の全療養者数1817人) / (3,754,000 / 100,000) = 48.4

【参考】各月末時点の人口10万人あたりの全療養者(入院者、宿泊・自宅療養者)数

6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末
1.8	4.5	10.7	9.7	9.4	28.6	54.9

※本市公表分(本市に届出があったもの)。今後、医療機関等からの報告により数変動する可能性あり。
人口は、令和2年4月1日現在の推計人口3.754千人で算出。

《感染状況のステージ》

ステージⅢの指標: 全療養者数が人口10万人あたり15人/週以上
ステージⅣの指標: 全療養者数が人口10万人あたり25人/週以上

(1) 感染発生等の状況

医療提供体制 ②(令和3年1月6日時点 速報値)

(1) 患者の状況

* 本市公表分(本市に届出があったもの)速報値。
今後、医療機関等からの報告により数変動する可能性あり。

入院中			入院中計					
重症	中等症	軽症・無症状等		宿泊療養	自宅療養等	退院等		
28	89	507	624					
死亡	その他*	計	180	1013	8845	150	362	11174

※発生届が出た時の所在地が市外の方(他都市管理)。

(2) 確保病床

- ・重症・中等症用病床※を500床確保
(※人工呼吸器303台、ECMO32台を保有(厚生労働省集計値))
- ・横浜市宿泊療養施設を200床確保

1 国、県の対処方針について

【資料1】 <本部運営調整チーム>

2 市内の状況について

(1) 感染発生等の状況

【資料2】 <健康福祉局>

(2) 医療提供体制の状況

【資料3】 <医療局>

3 緊急事態宣言を受けた本市の対応について

(1) 市民利用施設やイベント等の対応

【資料4】 <本部運営調整チーム>

(2) 市立学校の対応

【資料5】 <教育委員会事務局>

(3) 組織運営等

【資料6】 <総務局>

(4) Y-CERT特別チームの編成

【資料7】 <医療局>

4 本部長指示

(2) 医療提供体制の状況

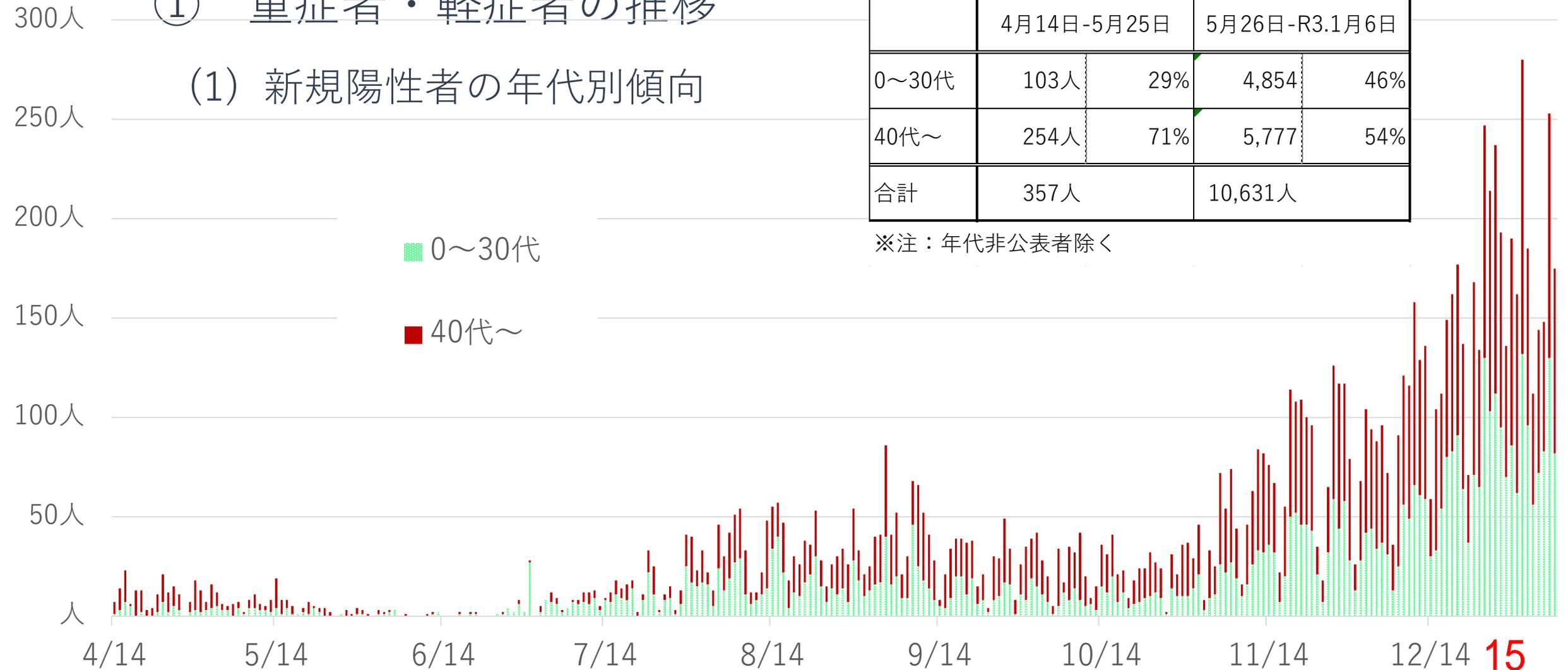
① 重症者・軽症者の推移

(1) 新規陽性者の年代別傾向

■ 緊急事態宣言解除前後の構成比

	4月14日-5月25日		5月26日-R3.1月6日	
0～30代	103人	29%	4,854	46%
40代～	254人	71%	5,777	54%
合計	357人		10,631人	

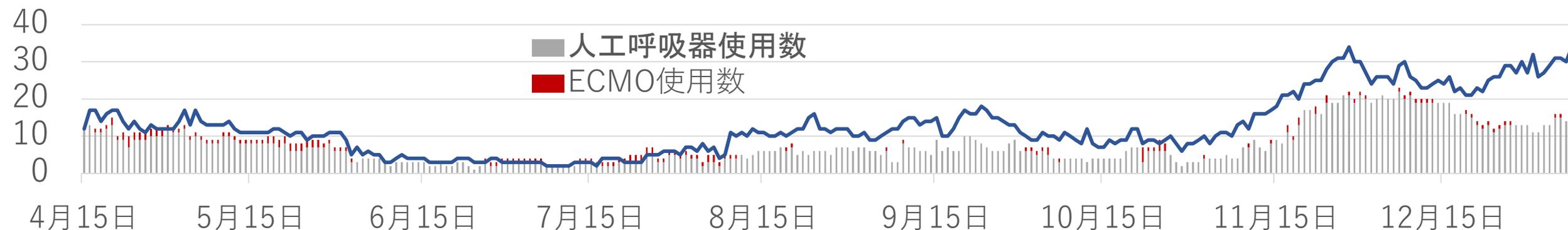
※注：年代非公表者除く



(2) 医療提供体制の状況

② 重症者・軽症者の推移（令和3年1月7日時点）

(2) 重症者の状況（注：市内のコロナ患者受け入れ医療機関からの報告）



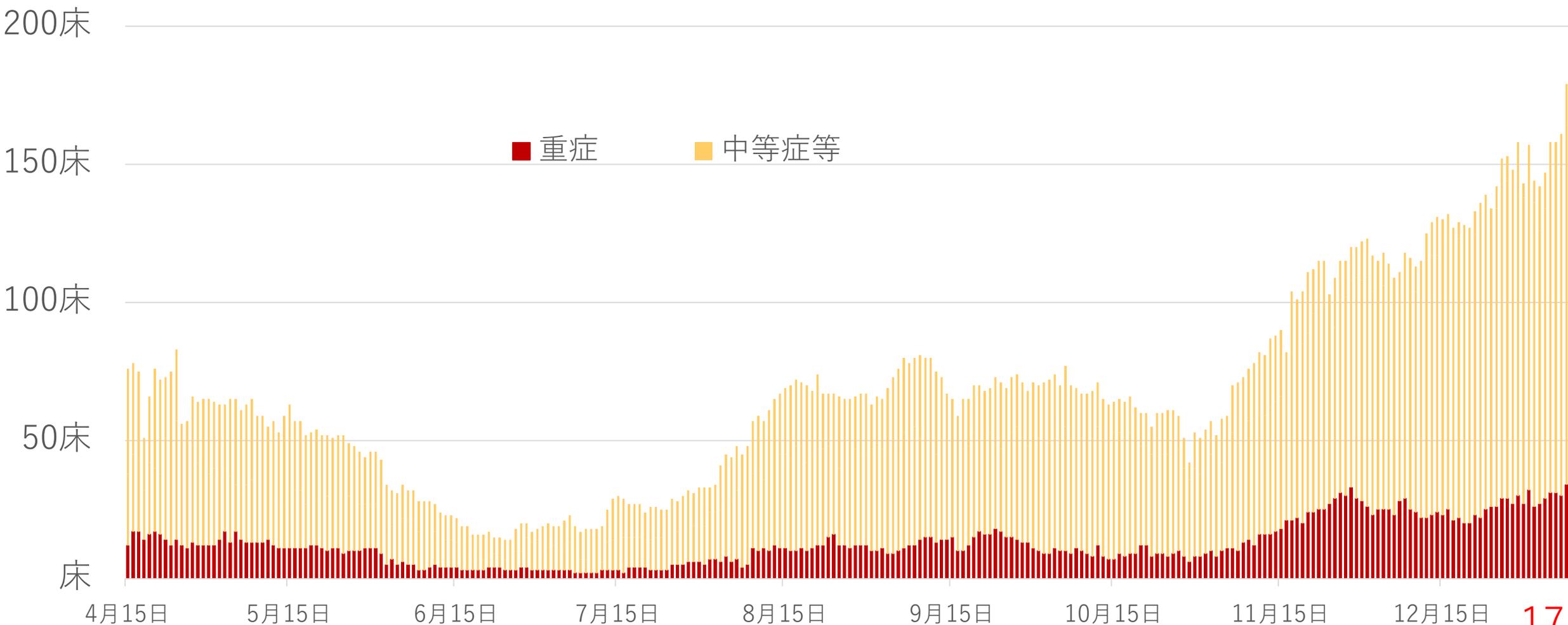
(3) 横浜市宿泊療養施設稼働状況（注：市外在住者を含む）



(2) 医療提供体制の状況

③ コロナ陽性患者の病床占有数（令和3年1月7日時点）

（注：市内の500床を確保したコロナ患者受け入れ医療機関からの報告）

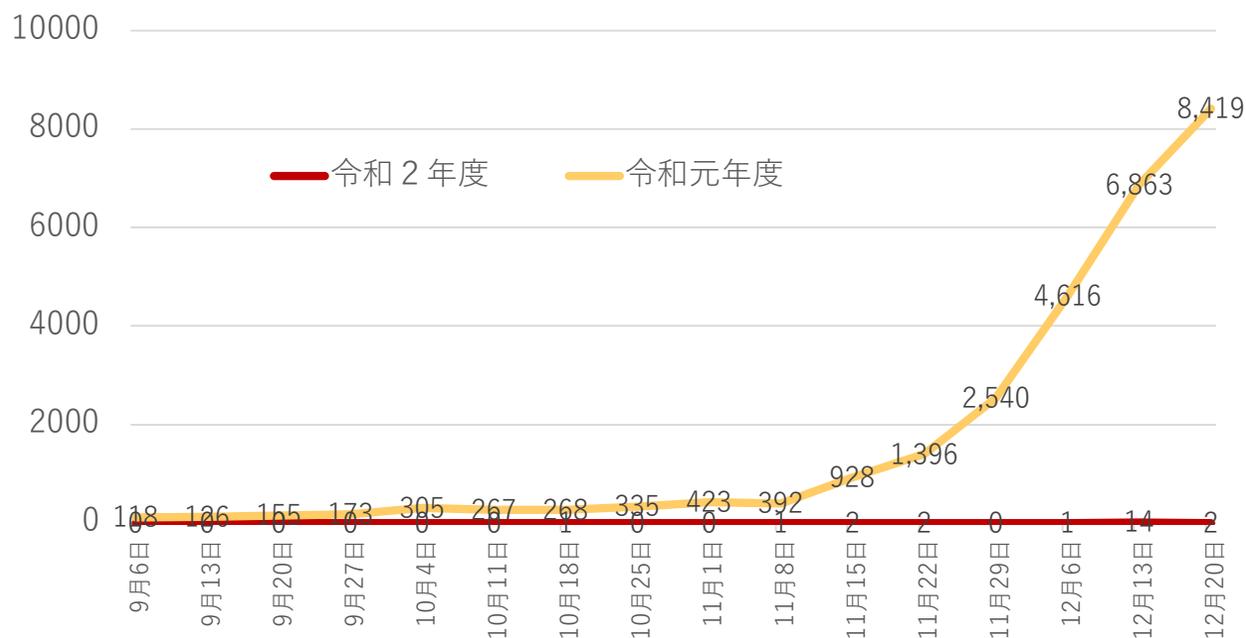


(2) 医療提供体制の状況

④ インフルエンザの流行状況

感染症法に基づく、インフルエンザ発生動向調査の本年度と前年度の対比。

インフルエンザ発生動向（神奈川県）



インフルエンザ発生動向（全国）



出典：厚生労働省

例年調査が開始される8月末以降、一定数のインフルエンザ患者が発生しているが、本年度は神奈川県内だけでなく、全国的にほとんど発生していない状況が続いている。

(2) 医療提供体制の状況

Y-CERT年末年始特別チーム対応結果

■開設期間及び時間

令和2年 12月29日（火）～令和3年 1月3日（日）

午前9時から午後7時まで

※午後7時から翌朝9時 医師オンコール対応

■対応延べ人員

112人

職種	延べ人数	職種	延べ人数
医師 (救命センター医師、 市医師会、市病院協会)	昼：22人	医療局県庁派遣	6人
	夜間オンコール：6人	消防局	6人
業務調整員	13人	危機管理室	6人
医療局	45人		
健康福祉局	8人		

(2) 医療提供体制の状況

Y-CERT年末年始特別チーム対応結果

■調整件数

対応事項	合計	29日	30日	31日	1日	2日	3日
転院搬送調整	26件	7	7	1	1	5	5
自宅、宿泊療養施設での増悪搬送調整	23件	1	5	3	4	8	2
救急外来受診調整	4件	0	1	1	1	1	0
救急事案への支援（応需調整、紹介）	31件	2	7	3	4	10	5
新規入院調整	32件	3	11	4	9	5	0
夜間オンコール対応（受診、照会）	17件	14	1	0	1	1	—

1 国、県の対処方針について

【資料1】 <本部運営調整チーム>

2 市内の状況について

(1) 感染発生等の状況

【資料2】 <健康福祉局>

(2) 医療提供体制の状況

【資料3】 <医療局>

3 緊急事態宣言を受けた本市の対応について

(1) 市民利用施設やイベント等の対応

【資料4】 <本部運営調整チーム>

(2) 市立学校の対応

【資料5】 <教育委員会事務局>

(3) 組織運営等

【資料6】 <総務局>

(4) Y-CERT特別チームの編成

【資料7】 <医療局>

4 本部長指示

(1) 市民利用施設やイベントの対応

(1) 市民利用施設における対応

外出自粛要請を踏まえ、施設の利用時間を原則20時までとする。

※既予約分は、20時までの利用を呼び掛ける。

※緊急事態宣言期間中の予約について、取消を申し出たものについては、キャンセル料を徴収せず、利用料を返還する。

※利用者に対し、会食自粛など、リスクの高い行為への注意喚起を行う。

(2) イベントにおける対応

神奈川県の実施方針が示すとおりとします。

- [県実施方針]
- ・人数上限5,000人、収容率50%以内に制限
(新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない)
 - ・イベント前後の会食禁止の周知を要請

1 国、県の対処方針について

【資料1】 <本部運営調整チーム>

2 市内の状況について

(1) 感染発生等の状況

【資料2】 <健康福祉局>

(2) 医療提供体制の状況

【資料3】 <医療局>

3 緊急事態宣言を受けた本市の対応について

(1) 市民利用施設やイベント等の対応

【資料4】 <本部運営調整チーム>

(2) 市立学校の対応

【資料5】 <教育委員会事務局>

(3) 組織運営等

【資料6】 <総務局>

(4) Y-CERT特別チームの編成

【資料7】 <医療局>

4 本部長指示

(2) 市立学校の対応

(1)教育活動の継続

- 一斉臨時休校は行わず、児童生徒及び教職員の健康に留意しながら、教育活動を継続します。
- 児童生徒の登下校が密にならないように、時間や方法等について配慮します。
 - 小・中学校 . . . 登下校時間の分散化
 - 高等学校等 . . . 公共交通機関を使用するため、朝夕の混雑する時間帯を避けるために始業時間を30分程度遅らせるなどの配慮
 - 特別支援学校 . . . 児童生徒の実態や学校ごとの実情に応じて、高等学校と同様に、始業時間を遅らせる

(2) 市立学校の対応

(2)感染予防措置の再徹底

- 手洗いやマスクの着用、家庭と連携した健康観察等、学校での予防措置について、取組を再徹底します。

(3)宿泊行事等の再検討

- 宣言期間中に予定している、県外への移動や宿泊・飲食を伴う行事は、延期、中止または内容を変更します。

(4)部活動

- 校内における活動を原則とします。また、活動内容により、感染予防が困難な場合は、活動自体を見合わせます。

1 国、県の対処方針について

【資料1】 <本部運営調整チーム>

2 市内の状況について

(1) 感染発生等の状況

【資料2】 <健康福祉局>

(2) 医療提供体制の状況

【資料3】 <医療局>

3 緊急事態宣言を受けた本市の対応について

(1) 市民利用施設やイベント等の対応

【資料4】 <本部運営調整チーム>

(2) 市立学校の対応

【資料5】 <教育委員会事務局>

(3) 組織運営等

【資料6】 <総務局>

(4) Y-CERT特別チームの編成

【資料7】 <医療局>

4 本部長指示

(3) 組織運営等

1 職員の勤務

緊急事態宣言の発令に伴い、改めて各職場の状況に応じ、自宅勤務・フレックスタイム・ランチシフトの活用による接触機会の低減に取り組む

特に20時以降は、不要不急の外出自粛の徹底等が求められていることに鑑み、状況に応じた業務上の対応策を講じる

2 職場内外における感染防止策の徹底

引き続き職員及び職場の感染防止を徹底

1 国、県の対処方針について

【資料1】 <本部運営調整チーム>

2 市内の状況について

(1) 感染発生等の状況

【資料2】 <健康福祉局>

(2) 医療提供体制の状況

【資料3】 <医療局>

3 緊急事態宣言を受けた本市の対応について

(1) 市民利用施設やイベント等の対応

【資料4】 <本部運営調整チーム>

(2) 市立学校の対応

【資料5】 <教育委員会事務局>

(3) 組織運営等

【資料6】 <総務局>

(4) Y-CERT特別チームの編成

【資料7】 <医療局>

4 本部長指示

(4) Y-CERT特別チームの編成

Y-CERT 緊急事態宣言に対する特別チーム編成

- 緊急事態宣言発令期間の特別体制
- 調整医師が常駐
- 行政・消防・医療との一体本部
- 横浜市を俯瞰的に急性期医療機関の病床把握
- 医療面は救命センター医師・医師会・病院協会合同チーム

1 国、県の対処方針について

【資料1】 <本部運営調整チーム>

2 市内の状況について

(1) 感染発生等の状況

【資料2】 <健康福祉局>

(2) 医療提供体制の状況

【資料3】 <医療局>

3 緊急事態宣言を受けた本市の対応について

(1) 市民利用施設やイベント等の対応

【資料4】 <本部運営調整チーム>

(2) 市立学校の対応

【資料5】 <教育委員会事務局>

(3) 組織運営等

【資料6】 <総務局>

(4) Y-CERT特別チームの編成

【資料7】 <医療局>

4 本部長指示

本部長指示

以 上